

家庭的保育事業等の指導検査に際して区が確認する事項一覧（案）

下記一覧に記載のない事項は、平成27年度保育所指導検査基準（平成27年4月1日適用）のとおりとする。

平成27年度家庭的保育事業等指導検査基準は、現行、区内に存する家庭的保育事業及び小規模保育事業に対応する内容とする。

平成27年度保育所指導検査基準 （平成27年4月1日適用）		児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき区が確認する事項	
項目	検査の観点	保育所の基準から 加除する観点	区条例及び関係通知等 ○認可条例、●確認条例
運営関係			
1 児童の入所状況			
（1）認可定員の遵守	・認可定員は遵守されているか。 ・定員を超えて受け入れていないか。 ・利用定員は遵守されているか。		児童福祉法 第六条の三（事業） ○第36条（小規模C型利用定員）第44条（利用定員の設定） 附則第5条（小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置） ●第37条（利用定員）第48条（利用定員の遵守）第51条（特別利用地域型保育の基準）第52条（特定利用地域型保育の基準） 附則第4条（小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置）
（3）児童の受け入れ	・利用者に対して文書により適切な説明を行い、同意を得ているか。 ・正当な理由なく受け入れを拒んでいないか。 ・関与者に対して利益供与等を行っていないか。		●第38条（内容及び手続の説明及び同意）第39条（利用申込みに対する正当な理由のない特定地域型保育の提供の拒否の禁止等） 第40条（あっせん、調整及び要請に対する協力）第50条（準用：利益供与等の禁止）
（4）支給認定	・支給認定証を確認しているか。 ・利用者に施設型給付費等の額に係る通知を行っているか。 ・利用者の状況に関して適切に報告をしているか。		●第50条（準用：受給資格等の確認、支給認定の申請に係る援助、施設型給付費等の額に係る通知等、支給認定保護者に関する区市町村の長への通知）
2 基本方針及び組織			
（1）福祉サービスの	・人種、信条等により差別的な扱いをしたり、		○第12条（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

基本理念	信条等を強制したりしていないか。 ・利用者の立場に立った福祉サービスを提供するよう努めているか。		●第50条（準用：支給認定子どもを平等に取り扱う原則）
（2）利用者の権利擁護、虐待の防止	・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。 ・児童の権利に関する条約に定められた権利を尊重した体制を整備しているか。		○第6条（家庭的保育事業者等の一般原則）第13条（虐待等の禁止） ●第50条（準用：虐待等の禁止）
（3）個人情報保護	・個人情報保護に関して、法律等に基づいて適切な措置を講じているか。		●第50条（準用：秘密保持等）
（4）秘密保持	・施設は秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。		○第21条（秘密保持等） ●第50条（準用：秘密保持等）
（5）苦情解決	・苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。 ・施設内への掲示、文書の配布等により、苦情解決の仕組みが利用者に周知されているか。 ・苦情の内容を記録し、保存しているか。		○第22条（苦情への対応） ●第50条（準用：苦情解決）第49条（記録の整備）
（6）サービスの質の評価等	・福祉サービス第三者評価受審等、サービスの質の向上のための取組をしているか。		○第6条（家庭的保育事業者等の一般原則） 3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 ●第45条（特定地域型保育に関する評価等）
（10）保育所運営規程	・保育所運営規程を適切に定めているか。 ・運営規程の概要、その他重要事項を掲示しているか。 ・利用希望者に対して教育・保育内容の情報提供をしているか。		○第19条（家庭的保育事業所等内部の規程） ●第43条（利用者負担額等の受領）第46条（運営規程）第50条（準用：掲示、情報の提供等）附則第5条（連携施設に関する経過措置）
（11）分掌事務	・各職員の職務分掌は明確になっているか。		●第47条（勤務の体制の確保等）第49条（記録の整備）

(1 2) 業務日誌 (園日誌)	・業務 (園) 日誌を適切に作成しているか。 記録の整備は求めるが、第 3 4 条第 2 項第 2 号の記録には該当しないものとし、完結の日から 5 年間の保存は求めない		●第 5 0 条 (準用 : 特定教育・保育の提供の記録) 第 4 9 条 (記録の整備)
(1 3) 職員会議	・職員会議の開催方法等は適切か。 ・会議録を作成しているか。 記録の整備は求めるが、第 3 4 条第 2 項第 2 号の記録には該当しないものとし、完結の日から 5 年間の保存は求めない。		●第 4 9 条 (記録の整備)
4 職員の状況			
(1) 職員配置	・職員配置は適正に行われているか。 ・産休・病休の代替職員を確保しているか。 ・直接保育に従事する職員に他施設の職員等を兼務する者がいないか。		○第 9 条 (家庭的保育事業者等の職員の一般的要件) 第 1 0 条 (家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等) 第 1 1 条 (他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準) 第 2 4 条 (家庭的保育事業職員) 第 3 0 条 (小規模 A 型職員) 第 3 2 条 (小規模 B 型職員) 第 3 5 条 (小規模 C 型職員) 附則第 4 条 (小規模保育事業 B 型等に関する経過措置) 第 5 条 (小規模保育事業 C 型の利用定員に関する経過措置) (運営費基準) ・平成 2 7 年 3 月 3 1 日内閣府告示第 4 9 号「特定教育・保育、特別利用保育、特別 利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」 ・平成 2 7 年 3 月 3 1 日府政共生第 3 4 9 号、2 6 文科初第 1 4 6 3 号、雇児発 0 3 3 1 第 1 0 号通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」 ・平成 2 7 年 3 月 3 1 日府政共生第 3 5 0 号、2 6 文科初第 1 4 6 4 号、雇児発 0 3 3 1 第 9 号通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」
(4) 関係帳簿の整備	・資格が必要な職種の職員について、資格証明書を整備しているか。 ・履歴書を整備しているか。		○第 2 0 条 (家庭的保育事業所等に備える帳簿) ●第 4 9 条 (記録の整備)

	・労働者名簿は全職員分を整備しているか。 ・備えおくべき記録が整備されているか。		
5 勤務状況			
(3) 勤務状況の帳簿の整備	・勤務関連帳簿を整備しているか。 ・出勤・退勤に関するもの(タイムカード) ・出張(外出)に関するもの ・所定時間外勤務に関するもの ・休暇取得に関するもの 等		○第20条(家庭的保育事業所等に備える帳簿) ●第49条(記録の整備)
6 職員給与等の状況			
(3) 賃金台帳	・賃金台帳を整備しているか。		○第20条(家庭的保育事業所等に備える帳簿) ●第49条(記録の整備)
8 職員研修			
	・研修の機会を確保しているか。 ・研修計画を適切に立てているか。 ・研修の成果を活用しているか。 ・研修代替保育士の費用を確保しているか。		●第3条(一般原則) 第50条(準用:勤務の体制の確保等、事故発生の防止及び発生時の対応) ・平成27年3月31日府政共生第350号、26文科初第1464号、雇児発0331第9号通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」
10 建物設備等の管理			
(1) 建物設備の状況	・構造設備が基準を満たしているか。 ・建物設備等の認可内容と現状に相違がないか。また、変更する場合は必要な届出をしているか。 ・在籍児に見合う基準面積を下回っていないか。 ・必要な医薬品が備えられ、適正に管理されているか。 ・保育に必要な用具が備えられているか。		○第6条(家庭的保育事業者等の一般原則) 第23条(家庭的保育事業設備の基準) 第29条(小規模A型設備の基準) 第34条(小規模C型設備の基準)
(2) 建物設備の安	・構造設備に危険な箇所がないか。	削除	○第6条(家庭的保育事業者等の一般原則) 第15条(衛生管理等)

全、衛生	・施設の温度、湿度、換気、採光、音等の環境は適切か。 ・保育室、便所等設備が清潔であるか。 ・施設内にある用具（寝具、遊具等）が清潔であるか。 ・建築物及び建築設備等の定期検査を行っているか。 ・要緊急安全確認大規模建築物について、耐震診断の実施及びその結果の報告を行うための準備を進めているか。 ・<u>既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。</u>	・既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。 家庭的保育事業等には、上記に該当する建物の使用はないため不要	
1 1 災害対策の状況			
(5) 防災訓練等	・避難・消火・通報訓練を法令・通達で定められているとおり実施しているか。 ・地震想定訓練を実施しているか。 ・訓練結果の記録を整備しているか。 ・運営規程に非常災害対策を定めているか。		○第8条（家庭的保育事業者等と非常災害） 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に係る訓練は、規則で定めるところにより行わなければならない。 ●第46条（運営規程）
(7) 安全対策	安全対策について必要な措置を講じているか。 ・事故発生後、再発防止策を講じているか。 ・事故の内容を記録し、保存しているか。		○第20条（家庭的保育事業所等に備える帳簿） ●第50条（準用：事故発生の防止及び発生時の対応）、第49条（記録の整備）
保育関係			
1 保育の状況			
(1) 人権の尊重	・子ども一人ひとりの人格を尊重した保育を行っているか。		○第14条（懲戒に係る権限の濫用禁止） ●第44条（特定地域型保育の取扱方針）第50条（準用：懲戒に係る権限の濫用禁止）

(2) 保育課程の編成	・保育課程を編成しているか。 ・保育課程の内容は十分か。		●第44条(特定地域型保育の取扱方針)
(3) 指導計画	・長期的な指導計画があるか。 ・短期的な指導計画があるか。 ・指導計画の内容は十分か。 ・職員による適切な役割分担と協力体制を整えているか。 ・指導計画に基づく保育が十分であるか。 ・保育の過程を記録し、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図っているか。 ・3歳未満児について、個人別指導計画があるか。 ・個人別指導計画の内容は十分であるか。 ・長時間にわたる保育について、保育の内容等の指導計画への位置づけは十分であるか。 ・障害のある子供の保育について、発達過程や障害の状態を把握し、指導計画の中に位置づけ、適切に対応しているか。 ・障害のある子供の保育について、家庭や専門機関と連携し、適切に対応しているか。 ・保育の記録や自己評価に基づいて資料が作成されているか。 ・子供の就学に際し、子供の育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されているか。	特定教育・保育施設は保育所保育指針に基づき、特定地域型保育事業及び確認を受けない家庭的保育事業等は、保育所保育指針に準じて、保育を提供することが規定されている。規定に差異があるが、指導検査基準は、法令・基準等に規定される最低基準をもとに制定するものであることから、施設・事業の区分により評価基準を変更することなく、同一の評価を適用する。 (参考) <u>特定教育・保育施設</u> ●第15条(特定教育・保育の取扱方針) 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (4)保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の指針 <u>家庭的保育事業等</u> ○第26条(保育の内容) 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。 <u>特定地域型保育事業</u> ●第44条(特定地域型保育の取扱方針) 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	○第20条(家庭的保育事業所等に備える帳簿) ●第50条(準用：小学校等との連携、特定教育・保育の提供の記録) - 第44条(特定地域型保育の取扱方針) - 第45条(特定地域型保育に関する評価等) - 第49条(記録の整備)
(4) 保育内容の自己評価	・保育士等は自己評価を通して専門性の向上や保育実践の改善を行っているか。 ・保育所は、保育の内容等について、自ら評価		●第44条(特定地域型保育の取扱方針)

	を行い、公表しているか。		
(5) 保育内容の状況	・ 保育の内容は適切か。 ・ 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 ・ 午睡等の適切な休息をとっているか。 ・ 休息のために適切な環境を確保しているか。 ・ 児童出欠簿を作成しているか。 ・ 児童出欠簿の記録内容は十分か。 ・ 保育日誌を作成しているか。 ・ 保育日誌の記録内容は十分か。 ・ 0・1歳児は個人別記録になっているか。 ・ 児童票を作成しているか。 ・ 児童票の記録内容は十分か。 ・ 11時間の開所時間を確保しているか。 ・ 保育士を適正に配置しているか。 ・ 保護者の労働時間等を考慮しているか。 ・ 都条例上の定数の一部に短時間勤務(1日6時間未満または月20日未満勤務)の保育士及びその他の常勤以外の保育士を充てる場合に組やグループ編成が適切に行われているか。 ・ その他不適正な事項はないか。 ・ 施設の都合で休所又は一部休所していないか。 ・ 施設の都合で保育時間を短縮していないか。 ・ 保護者との連絡は十分か。 ・ 児童の登降園は保護者等が行っているか。 ・ 地域との交流に努めているか。	追加 ・ 特定教育・保育施設等と連携を図っているか。 (ただし、経過措置期間を適用し、連携施設を確保していない場合は除く。)	○ 第6条(家庭的保育事業者等の一般原則) 第7条(保育所等との連携) 第25条(保育時間) 第26条(保育の内容) 第27条(保護者との連絡) ● 第3条(一般原則) 第50条(準用:特定教育・保育の提供の記録、相談及び援助、勤務の体制の確保等、虐待等の禁止) 第42条(特定教育・保育施設等との連携) 第46条(運営規程) 附則第5条(連携施設に関する経過措置)
2 食事の提供の状況			

(1) 食育の計画	・食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置づけているか。		●第44条(特定地域型保育の取扱方針)
(2) 食事計画と献立業務の状況	・食事摂取基準を活用した食事計画を策定しているか。 ・給与栄養量の目標を設定しているか。 ・献立表を作成しているか。 ・予定献立の記載内容は適当か。 ・実施献立(記録)の記載内容は適当か。 ・予定献立及び実施献立に責任者の関与があるか。 ・献立が季節感、嗜好に考慮し、変化に富んだ内容となっているか。 ・その他献立内容に問題がないか。 ・定期的に施設長を含む関係職員が参加の上、給食(献立)会議等による情報の共有を図っているか。 ・適正な献立内容・調理方法に沿った食事を提供しているか。 ・3歳未満児に対する配慮をしているか。 ・児童の状況に応じた配慮をしているか。	追加 (経過措置を適用し、食事を提供しない場合は除く) 追加 (連携施設等から搬入する場合) ・加熱、保存等の調理機能を有する設備があるか。 ・搬入施設及び搬入する食事は適切か。	○第16条(食事) 第17条(食事の提供の特例) 附則第2条(食事の提供の経過措置) ●第44条(特定地域型保育の取扱方針)
(5) 食事の状況	・施設の都合で中止していないか。 ・簡易な食事を提供していないか。 ・間食を提供しているか。 ・検査用保存食を適切に保存しているか。		●第44条(特定地域型保育の取扱方針)
3 健康・安全の状況			
(1) 保健計画	・保健計画を作成し、一人一人の子供の健康の保持及び増進に努めているか。		●第44条(特定地域型保育の取扱方針)
(2) 児童健康診断	・入所時の健康診断を行っているか。		○第18条(利用乳幼児及び職員の健康診断)

	・健康診断を年2回行っているか。 ・実施時期・方法等は適切か。 ・未実施児対策は十分か。 ・記録はあるか。 ・保護者と健康診断結果について連絡をとっているか。 ・身長、体重等の測定を定期的に行っているか。		●第44条（特定地域型保育の取扱方針）
（3）健康状態の把握及び保護者との連絡状況	・日々の健康状態を観察しているか。 ・必要に応じ、保護者に連絡をしているか。		●第44条（特定地域型保育の取扱方針）
（4）虐待などへの対応	・児童虐待の早期発見に努めているか。 ・発見したときは、速やかに通告しているか。 ・関係機関との連携が図られているか。		●第44条（特定地域型保育の取扱方針）
（5）疾病等への対応	・入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。 ・急な病気等への対処を適正に行っているか。 ・感染症の予防対策を講じているか。 ・タオル・コップ等を共有で使用していないか。 ・感染症発生時にまん延防止対策を講じているか。 ・再発防止対策に、園全体で取り組んでいるか。 ・感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所等へ報告しているか。 ・乳幼児突然死症候群（SIDS）の事故防止対策を講じているか。 ・睡眠時チェック表を作成しているか。 ・一時預かり等を利用する児童についても、疾病等への対応ができているか。		●第44条（特定地域型保育の取扱方針）

(6) 衛生管理	・食中毒事故の発生防止を行っているか。 ・食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられているか。 ・事故発生後、再発防止策を講じているか。 ・事故の内容を記録し、保存しているか。		●第44条(特定地域型保育の取扱方針)
(7) 児童の安全管理の状況	・児童の事故防止に配慮しているか。 ・損害賠償保険に加入しているか。 ・事故報告を区市町村に、速やかに行っているか。 ・事故発生後、再発防止策を講じているか。 ・事故の内容を記録し、保存しているか。		○第20条(家庭的保育事業所等に備える帳簿) ●第44条(特定地域型保育の取扱方針) 第50条(準用:事故発生の防止及び発生時の対応) 第49条(記録の整備)
会計			
1 会計方法			
(5) 会計の区分	・拠点区分は、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して設定されているか。 ・拠点で実施する事業内容に応じてサービス区分を設けているか。 ・法人本部会計について当該施設と同一の拠点区分とした場合、サービス区分を設定しているか。		●第50条(準用:会計の区分)
(8) 会計書類の保存	・会計書類は適切に保管されているか。		○第20条(家庭的保育事業所等に備える帳簿) ●第49条(記録の整備)
7 費用			
(1) 人件費	・支給対象となる事実及び勤務実態は客観的資料により確認できるか。 ・人件費について、関連規程等に基づいて計上されているか。		○第20条(家庭的保育事業所等に備える帳簿) ●第49条(記録の整備)

	・人件費を雇用形態、契約形態により「職員給料」、「非常勤職員給与」、「派遣職員費」の勘定科目に区分しているか。 ・人件費が施設の財務状況を圧迫していないか。 ・退職共済掛金は費用処理されているか。 ・社会保険料及び労働保険料等の納付は適正に行われているか。		
1 1 経理事務			
(1) 会計帳簿	・会計帳簿を正規の簿記の原則に従い作成しているか。 ・拠点区分ごとに、仕訳日記帳、総勘定元帳を作成し備え置いているか。 ・仕訳日記帳及び総勘定元帳の内容は適切か。 ・経理規程に定められた補助簿を整備しているか。 ・仕訳伝票に、経理規程に定められた事項の記載及び会計責任者の承認印はあるか。		○第20条（家庭的保育事業所等に備える帳簿） ●第49条（記録の整備）
(2) 証憑書類	・証憑書類は会計記録との関係を明らかにし、整理保存しているか。		○第20条（家庭的保育事業所等に備える帳簿） ●第49条（記録の整備）
1 7 社会福祉法人以外の者の経理処理			
(1) 経理処理等	・収支計算書又は損益計算書に、保育所を営営する事業に係る区分を設けているか。 ・保育所を営営する事業に係る積立・積立資産明細書を作成しているか。 ・毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、現況報告書を添付して、都に提出して	読み替え ・保育所 家庭的保育事業等 ・都 区	●第50条（準用：会計の区分）

	いるか。 ・前会計年度末における貸借対照表 ・前会計年度の収支計算書又は損益計算書 ・保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書 ただし、 1 による場合は、保育所を経営する事業に係る第 295 号通知別紙 1 に規定する前会計年度末における積立金・積立資産明細書 また、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）借入金明細表及び基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書 ・運営費の弾力運用を行う際、第 299 号通知による経理処理を行っているか。 ・保育所拠点区分以外への経費の支出はないか。 ・施設ごとに経理を区分し、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 ・財務諸表を公表しているか。		現時点において、正式通知は示されていないが、平成 27 年 6 月 10 日事務連絡「「保育所運営費の経理等について」等の一部改正案の送付について」の 299 号通知改正案では、一定の要件を満たす場合に保育所処遇改善加算の基礎分として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が設置する保育所等（特定地域型保育事業を含む）の経費に充てることができるとの規定がある。
18 平成 23 年基準への移行			
(3) 会計の区分	・一体として運営される施設、事業所又は事務所ごとに拠点区分を設定しているか。 ・サービス区分の設定は通知に則しているか。 ・施設ごとに経理を区分し、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 ・財務諸表を公表しているか。	削除 家庭的保育事業等は平成 27 年度から始まった事業につき、「平成 23 年基準への移行」の該当はない。	●第 50 条（準用：会計の区分）
資金収支計算書、貸	・児発第 295 号「保育所の設置認可等につい		○第 20 条（家庭的保育事業所等に備える帳簿） ●第 49 条（記録の整備）

借対照表、積立金・積立資金明細書等の作成・提出	て」に従い、毎会計年度終了後3カ月以内に、必要な会計書類を作成・提出しているか。		平成26年12月12日雇児発1212第6号通知「家庭的保育事業等の認可等について」(地方自治法第245条の4に規定する技術的勧告)
19 利用者負担額の受領(追加)			
利用者負担額の受領	・利用者から上乗せ徴収、実費徴収を行っているか。 (上乗せ徴収、実費徴収を行っている場合) ・徴収金額及び使途は適切か。 ・当該費用に係る領収証を交付してきるか。 ・上乗せ徴収を行っている場合に、予め、使途、金額、及び利用者に支払を求める理由を書面により説明し、同意を得ているか。 ・実費徴収を行っている場合に、予め、使途、金額、及び利用者に支払を求める理由を説明し、同意を得ているか。 ・会計上適正に処理されているか。		●第43条(利用者負担額等の受領)